大分県経常建設共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要網

平成 14 年 3 月 29 日大分県告示第 349 号 最終改正 平成 20 年 3 月 18 日大分県告示第 183 号

大分県経常建設共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等を定める告示(昭和39年大分県告示第481号。以下「告示」という。)第6に基づき、経常建設共同企業体(中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するため結成する共同企業体をいう。以下「共同企業体」という。)の要件、競争入札参加資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事の種類等)

第2条 競争入札参加者の資格(以下「競争入札参加資格」という。)を認める共同企業体の対象工事の 種類は、土木一式工事とし、その形態は、共同施工方式とする。

(共同企業体の要件)

- 第3条 競争入札参加資格を得ようとする共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)の 数は2者とし、構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。
 - (1) 告示により土木一式工事のA等級に格付けされ、建設業法(昭和24年法律第100号)第3 条第6項に規定する特定建設業の許可を有し、同一土木事務所管轄区域内に主たる営業所(建 設業を営む営業所を統括し、及び指揮監督する権限を有するものをいう。)を有するものであ ること。
 - (2) 建設業法別表に規定する土木工事業の許可を有してからの営業年数が5年以上あること。
 - (3) 対象工事について、元請負人として一定の施工実績又は下請負人として相当の施工実績を有すること。
 - (4) 対象工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる こと。

(出資比率)

第4条 一の構成員の出資比率は、30パーセント以上でなければならない。

(代表者の選定等)

第5条 代表者の選定及びその出資比率は、前条の範囲で構成員が自主的に決定するものとする。

(結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(競争入札参加資格の確認の申請)

- 第7条 競争入札参加資格の確認を受けようとする共同企業体は、次に掲げる書類を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。
 - (1) 経常建設共同企業体競争入札参加資格申請書(様式第1号)
 - (2) 経常建設共同企業体協定書(様式第2号)の写し
 - (3) 各構成員の当該年度の県工事競争入札参加資格格付及び認定結果通知の写し
 - (4) 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - (5) 各構成員の建設業許可通知書の写し

- 2 一の建設業者が申請を行うことができる共同企業体の数は、一とする。
- 3 既に競争入札参加資格を有している共同企業体が、翌年度の申請の時期において現に施工中の工事がある場合は、当該共同企業体の構成員と異なる組合せでの申請はできないものとする。

(競争入札参加資格の審査)

- 第8条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、告示第1の4に掲げる事項を審査して、競争 入札参加資格の確認を行うものとする。
- 2 前項の場合においては、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果については次の各号に掲げる項目について当該各号に定める方法により算出した評点を、工事成績、工事経歴、労働福祉等の状況について付与する点数については申請業種に係るものの平均値を用いて審査を行うものとする。
 - (1) 経営規模 各構成員の工事種類別年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員数をそれぞれ 合算して評点を算出する。
 - (2) 経営状況 各構成員について算出された経営状況の評点の平均値を評点とする。
 - (3) 技術力 各構成員の業種別技術職員数値を合算して評点を算出する。
 - (4) その他 各構成員について算出されたその他の審査項目(社会性等)の評点の平均値を評点とする。

(格付け等)

- 第9条 知事は、前条の確認をした共同企業体についてはA等級に格付けるものとし、大分県経常建設 共同企業体入札参加資格一覧表に登載するものとする。
- 2 知事は、資格審査の結果を申請者に通知するものとする。
- 3 共同企業体の競争入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から翌年度の共同企業 体の資格審査の結果の通知をする日までとする。
- 4 第2項の通知の日から、各構成員のそれぞれが有する土木一式工事に係る競争入札参加資格は、効力を失うものとする。

(解散)

第10条 競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体が協定期間内に解散したときは、速やかに、解 散届(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この公告は、平成20年5月1日から施行し、同日以降に申請をする共同企業体から適用する。

経常建設共同企業体競争入札参加資格申請書

		年	月 日
大分県知事	展设		
	共同企業体の名称		
	共同企業体 住 所 代表構成員 商号又は名称 代 表 者		<u> </u>
	共同企業体 住 所 構 成 員 商号又は名称 代 表 者		<u> </u>

大分県経常建設共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱第7条の規定により、下記の書類 を添付し申請します。

記

- 1 経常建設共同企業体協定書(写し)
- 2 各構成員の当該年度の県工事競争入札参加資格格付及び認定結果通知(写し)
- 3 各構成員の経営規模等評価結果通知書(写し)及び総合評定値通知書(写し)
- 4 各構成員の建設業許可通知書(写し)

注 この申請により共同企業体として競争入札参加資格を得たときは、各構成員のそれぞれが有する 土木一式工事に係る競争入札参加資格は、大分県経常建設共同企業体の競争入札参加資格等に関す る取扱要綱第9条第4項の規定により、効力を失うものとする。

経常建設共同企業体協定書

		with K		未件伽人目		
(目的) 第1条 (名称)	当共同企業体は、	大分県の発注す	する建設工事で	E共同連帯して施I	「することを目的とす	する。
第2条	当共同企業体は	·		经常建設共同企業的	本(以下「企業体」	という。)
と称す						
(事務所	の所在地)					
第3条	企業体は、事務原	新を		に置く。		
(成立の	時期及び解散の	侍期)				
第4条	企業体は、平成	年 月	日に成立し、	その存続期間は、	年とする。ただし	ノ、当該期
		本に係る建設工具	事の請負契約の	D履行後3箇月を紹	経過するまでの間は解析	解散するこ
とがで	-					
			きを得て、これ	ιを延長することか	べきる。	
	の所在地及び名	- 1				
第5条	企業体の構成員	ま、次のとおりる	とする。			
	CC /. 114					
	所 在 地					
	商号又は名称					
	所 在 地					
	商号又は名称					
(代表者	の名称)					
	企業体は、		を代表を	雪とする。		
(代表者						
(は、大分県の発汗	主する建設工具	事の施工に関し、介	:業体を代表して、 <i>)</i>	入札及び見
					己の名義をもって請	
					・	

(構成員の出資割合等)

- 第8条 企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。
- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

する。

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成 員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

- 第15条 本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。
- (工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が建設工事を完成する日までは 脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が 建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、 これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
- (工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)
- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯 してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

女早 ワ け 夕 粉

		ほか	社は、	上記のとおり	経常建設共同企	≧業体協定を締結した
ので、	その証拠とし				各通に構成員が記名捺印し、	
する。						

年 月 日

间石	· X IY.	白仆	
代	表	者	 E.
商号	・ 以口を	名称	
代	表	者	ÉĪ.

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

		:業体構成員の	出資の割合を	次のとおり	り定める。た	こだし、当該	同企業体協定書第 8 条 工事について発注者と
<i>J</i> < <i>n</i>	131 3 H 3 A A H 11 A	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
4	T = 0.4%			記	· 		
1	工事の名称			⊥	事		
2	出資の割合					% %	
-							その証拠としてこの協
定記	書通を作成し	、各通に構成	員が記名捺印	して各自用	所持するも <i>0</i>)とする。	
				年	月	日	
					経常建設	共同企業体	
		代表者	商号又は名和 代 表 和	+-/			
			商号又は名称 代 表 表	+-/			

解	散	
田洋		届
四十	HA	/

	М Н	FIX	Щ			
				年	月	日
大分県知事	殿	į				
	共同企業体の)名称				
	共同企業体代表構成員	住 月 商号又は名和 代 表 初	尔		<u> </u>	
	共同企業体構成員	住 F 商号又は名和 代 表 記	· 尔		<u> </u>	
分県経常建設共同企業体の競等 添付し届出します。			平成 年 る取扱要綱第 1			
		記				
1 解散理由書						
2	経常建設		協定書(写し))		